

平成26年度さいたま市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度さいたま市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 汚水処理戸数	478,060 戸
(2) 年間総汚水処理水量	134,147,080 m ³
(3) 一日平均汚水処理水量	367,526 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管きよ整備事業費	14,637,403 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 下水道事業収益		24,251,197 千円	
第1項 営業収益		21,347,784 千円	
第2項 営業外収益		2,903,413 千円	
	支	出	
第1款 下水道事業費用		23,469,686 千円	
第1項 営業費用		19,241,334 千円	
第2項 営業外費用		4,105,929 千円	
第3項 特別損失		112,423 千円	
第4項 予備費		10,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 10,260,182千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 353,405千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 781,511千円、過年度分損益勘定留保資金 470,613千円、当年度分損益勘定留保資金 8,654,653千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	17,568,765 千円
第1項 企業債	13,239,900 千円
第2項 他会計負担金	383,530 千円
第3項 国庫補助金	3,417,200 千円
第4項 負担金	507,897 千円
第5項 長期貸付金返還金	20,238 千円

支 出

第1款 資本的支出	27,828,947 千円
第1項 建設改良費	16,468,929 千円
第2項 企業債償還金	11,330,643 千円
第3項 長期貸付金	29,375 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	公園3号幹線整備事業	4,200,000 千円	平成26年度	200,000 千円
				平成27年度	1,200,000
				平成28年度	1,400,000
				平成29年度	1,400,000
1 資本的支出	1 建設改良費	三橋第2調整池整備事業	591,000	平成26年度	148,000
				平成27年度	443,000

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
1 資本的支出	1 建設改良費	下水処理センター施設再構築事業	3,098,860	平成26年度	358,900
				平成27年度	813,060
				平成28年度	519,100
				平成29年度	1,407,800

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
固定資産台帳作成業務 (平成26年度取得資産分)	平成26年度から 平成27年度まで	2,700千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 10,905,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	465,600			
資本費平準化	1,869,300			
合 計	13,239,900			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、15,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用及び営業外費用の間の流用
- (2) 建設改良費及び長期貸付金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 1,314,730 千円

(他会計からの補助金)

第11条 雨水処理費等に要する費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,661,627千円である。

平成26年2月7日 提出

さいたま市長 清水 勇 人